

北九州市観光 WEB サイトリニューアル実施業務委託 仕様書

1 業務名

北九州市観光 WEB サイトリニューアル実施業務

2 契約期間

契約締結日～令和 7 年 3 月 31 日まで

※リニューアル後の WEB サイトの一般公開は、令和 7 年 3 月中旬を予定。

日程については調整のうえ決定するもの。

3 業務の目的

北九州市観光 WEB サイト「ぐるリッチ！北九州」は、平成 27 年開設以来、多くの観光客の興味を惹きつけるような WEB サイトを目指して、様々なコンテンツを作成し、国内外へ北九州市の魅力を発信してきた。

一方、既存の掲載コンテンツが多様化、煩雑化し、「分かりやすさ」「使いやすさ」が低下している。

そのため今回のリニューアルでは、

- 外国語ページも含めた既存のコンテンツを整理し、ユーザビリティの向上を図ること
 - 既存サイトの主要読者である北九州市近隣在住者に対し、実際の来訪を促すものとなること
 - 北九州市への来訪を検討している方に対して、北九州市の魅力をわかりやすく伝えるとともに、市内周遊を促すものであること
 - 20～30代の SNS 積極利用層にも興味を持ってもらえるよう、北九州市情報発信強化委員会が運営する Instagram 等 SNS と連動したものにすること
- などに留意し、本サイトを北九州市の観光都市としての魅力を発信する「北九州市観光ポータルサイト」としての役割を果たすことを目的とする。

4 業務内容

(1) WEB サイトのリニューアル

- ① 「3 業務の目的」を達するために、ロゴの刷新も含めて、北九州市の魅力が一目で伝わるサイトとする。

- ② 閲覧者にとっての見やすさと、必要とする最新の情報が素早く手に入る仕様にする。特にモバイルで閲覧した際に最適化された表示・操作性を備えたレスポンシブデザインとすること。
- ③ アクセシビリティの目標レベルは「日本工業規格 JIS X 8341-3:「高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第3部：ウェブコンテンツ」のAA 準拠」とする。
- ④ ページの読み込みスピードの最適化に努め、シンプルで軽い「ポータルサイト」とすること。
- ⑤ その他、リニューアル後のアクセス数の増加、北九州市の観光の魅力が訴求できるような独自の提案を盛り込むこと。

<サイト現状>セッション数

2022年度 1,501,100 セッション

2023年度 1,465,996 セッション

(2) コンテンツの整理・充実

- ① 既存コンテンツの内容を精査し、必要に応じて整理・削除・統合を行い、適宜、写真の撮影・調達を行うこと。
- ② 「3 業務の目的」の達成に資する新規コンテンツを作成すること。
- ③ 情報発信強化委員会が運営する SNS アカウントと連動させる工夫を盛り込むこと。

<SNS アカウント>

Instagram @kitakyushu_gururichi_tourism

X @kcta_sns

Facebook @kitaq.cha3

YouTube @gururich-kitakyushu

- ④ 来訪者、市民など、実際の体験をサイト内に反映できるような工夫を盛り込むこと。

(3) 外国語トップページの作成とコンテンツの提案

- ① 下記の求めるイメージに基づき、英語、中国語（繁体字、簡体字）、韓国語のトップページを作成すること。トップページは、単に日本語のページを自動翻訳するのではなく、北九州市のことを知らない外国人が北九州市の概要を把握し、興味をもてるような内容・レイアウトにすること。

また、コンテンツの提案（トップページ以外の作成については別途契約予定）を行うこと。

(4) コンテンツマネジメントシステム（以下「CMS」という。）の構築

- ① WEBに関する詳しい知識を持たない者でも、簡易に情報を登録・更新できるシステムを導入すること。また、可能な限り全てのページにCMSを用いて、北九州市情報発信強化委員会（以下、「委員会」という。）担当者が、コンテンツ等の登録・更新ができるようにすること。
- ② 別紙CMS要件書を全て満たすこと。

(5) 運用保守

- ① 委託期間内にシステム障害等が発生した場合には、速やかに対応すること。
- ② 次年度以降の保守運用については、受託者により委託可能であることを前提に、年度毎に契約を行う。
なお、委託契約終了後もデザインやコンテンツなどデータ引継ぎ等が行えるようにしておくこと。
- ③ リニューアルに際しては、現行の保守運用事業者と調整のうえ、データ引継ぎ等を行うこと。

(6) その他

- ① 業務に係る条件・要求等

■サーバーに関して

- ・WEBサイト運営に必要なサーバーを受託者において確保し、必要な初期設定を行うこと。
- ・安定した運営が見込めるサーバーであること。
- ・保守性の高いサーバーであること。
- ・委員会と協議すること。
- ・専門的な知識や操作技術を必要とせず、市や観光コンベンション協会の担当者が容易にページ作成や更新作業を行うことができること。
- ・サーバーの契約、利用に係る初期経費及び当該年度のサーバー利用料は、委託料に含めること。

■ドメインに関して

- ・ドメインは既存ドメインである <https://www.gururich-kitaq.com/> を使用するものとする。

■ブラウザ対応に関して

- ・以下のブラウザに対応すること。

Google Chrome リリース時点での最新版

Microsoft edge リリース時点での最新版

Firefox リリース時点での最新版

Safari リリース時点での最新版

Android Chrome リリース時点での最新版

Mobile Safari リリース時点での最新版

■セキュリティについて

- 全てのコンピュータおよびサーバーには、ファイアウォールの設定などのウイルス防止対策を講じること。
- 個人情報扱うコンテンツにおいては、漏洩防止のための明確な対策を実施すること。
- リニューアル後のサイトは、全ページを SSL により暗号化すること。

■その他運用支援等について

- 運用時には、委員会担当者が Google Analytics などのツールを用いてサイトのパフォーマンス監視を行えるように配慮すること。その際、担当者の誰もが監視できるよう操作マニュアルを作成すること。
- 上記のセキュリティ対策に加え、半年に一度のセキュリティ監査を行い、脆弱性が発見され次第、迅速に対応する体制を整えること。
- アクセス監視を行うこと。

■サイトの維持・更新について

- 情報発信強化委員会からの更新・変更・追加作成依頼に適宜対応すること。
- 多言語ページにおいても上記依頼に対応可能であること。
- Google Analytics 等による現状分析を 3 か月に 1 回程度実施し、報告を行うこと。
- 効果的な SEO 対策等を実施すること。

5 成果物

(1) サイトマップ、CMS 機能一覧

* ページが動的か静的かを含む機能構成が明確な資料。

[印刷物 1 部、電子データ 1 式]

(2) WEB サイトのデータ

WEB サイト作成にあたり作成・使用したデータを提出すること。

[電子データ 1 式]

- (3) 委員会事務局担当者用運用マニュアル

[印刷物 2 部、電子データ 1 式]

- (4) Google Analytics 等のサイト監視可能な操作マニュアル

[印刷物 2 部、電子データ 1 式]

- (5) 打合せ議事録

打合せ日の翌日から7営業日以内に、電子メールに添付のうえ、提出すること。

- (6) その他、業務に付随するもので、双方協議の上で必要と判断されたもの。

※電子データはCD-R等の電子媒体に保存のうえ提出すること。

(指定の形式で提出すること)

6 委託における著作権等の取扱い

- (1) 本業務で作成されたもの(以下、「作成物」という。)に係る著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)は委員会に帰属するものとする。

- (2) 作成にあたり利用する画像等の著作権や人物等の肖像権の権利に関することは、受託者がその手続きを行うこととする。

- (3) 受託者は、作成物が第三者の著作権等の権利を侵害しないことを保証し、第三者から作成物に関して著作権等侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

7 その他留意事項

- (1) 契約は、委員会と受託者との間で締結する。

- (2) 契約に関する費用は、受託者の負担とする。

- (3) 支払いは、業務履行確認後の一括払いとする。

- (4) 業務の実施にあたっては、委員会と必要な協議及び打ち合わせを十分に行い、その指示に従って業務を進めること。

- (5) 受託者は、当該業務で取り扱う個人情報の収集については必要最小限にとどめ、個人の権利等を侵害することの無いよう、法令、条例等を遵守し適正な取扱を確保するものとする。

- (6) 受託者は、業務の執行状況について随時報告を行うこと。また、委員会が業務の履行に関し、受託者に報告を求めた時には、直ちに応じること。

- (7) 受託者は、本業務の全部又は、一部を再委託若しくは請負わせてはならぬ

い。ただし事前に委員会の承諾を得たとき、又は委員会と協議を行った上で、再委託した方が効果的と判断された場合は、この限りでない。再委託先の行った作業の結果については、受託者が全責任を負うこと。

(8) 本業務の遂行にあたり、委員会又は第三者に損害を及ぼしたときは委員会の責任に帰する場合のほかは、受託者がその賠償の責任を負うこととする。

(9) 本業務の履行にあたり疑義が生じた場合、または本仕様書に記載がない事項については、委員会と受託者で協議するものとする。